

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

要配慮者施設の安全性を高めたい

No.4

徳島県

補助金

支援の名称	高齢者福祉施設等防災減災促進事業
制度の 趣旨・背景	今後被災するおそれのある施設や過去に大きな被害を受けた施設が、防災拠点や多世代交流・多機能型サービスの拠点としての機能を付加した上で移転を行う場合に、施設整備に要する経費の一部を補助します。 市町村が地域振興の観点から施設に対して補助決定を行った場合に限り、県は市町村からの申請を受けて市町村に対し補助を行います。
制度の 内容	○対象経費・補助率 施設の建設費に対し1床あたり3,000千円（県1/2、市町村1/2）。 ○条件 ①被災する蓋然性の高い客観的な根拠のある地域に所在する施設であること。 ・津波災害警戒区域のうち浸水30cm以上の区域 ・土砂災害警戒区域 ・特定活断層調査区域 ・被災実績がある施設 ②国庫補助制度の適用がないこと。 ○事業効果 県と市町村が連携し、「防災拠点」と「多世代交流・多機能型サービス提供拠点」を確保することにより、地域の実情に応じた「地方創生拠点」を創出します。
対象と なる方	○対象施設 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、医療施設（病院、有床診療所）。
問い合わせ 先など	○所管 徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課 TEL：088-621-2168 E-mail：choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp